

<判例研究>

市立小学校に民間から赴任した校長が在任1年足らずで自死した事件に関し、県教委及び市教委それぞれの調査報告書が作成・公表されたことによって、県教職員組合及びその構成員が名誉を毀損されたなどとして、損害賠償を求めた訴えにおいて、県教委及び市教委による公表行為に国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできないとされた事例

天 本 哲 史

## 目 次

【事実の概要】

【判旨】 原判決変更, 自判, 棄却

【評釈】 結論賛成

キーワード：公表, 国家賠償法 1 条 1 項

最三小判平成22年4月27日

損害賠償等請求事件

平成21年（受）252号／平成21年（受）253号

第一審・広島地判平成19年4月27日判自333号29頁

原審・広島高判平成20年10月16日判自333号42頁

出典 判例地方自治333号22頁

D1-Law (28163136)

裁判所ウェブサイト

## 【事実の概要】

本件は、広島県内の公立小中学校の教職員により結成されている職員団体及びその構成員（以下「Y」という。原告，控訴人，被上告人。）が、尾道市立小学校に民間から赴任したP校長が在任1年足らずで自死した事件に関し、広島県教育委員会（以下「県教委」という。）及び尾道市教育委員会（以下「市教委」という。）がそれぞれ作成した調査報告書の公表によって名誉を毀損されたなどとして、広島県及び尾道市（以下「X」という。被告，被控訴人，上告人。）に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

P校長は、平成14年3月末まで、銀行副支店長の職にあったが、県教委による選考を経て、同年4月1日、尾道市初の民間人校長の1人として市立小学校長に採用され、高須小の校長を命じられた。P校長は、平成15年3月9日、自らの非力で迷惑をかけたことをわびる趣旨の遺書を残し、高須小内で自死した（以下、この事件を「本件事件」という。）。

県教委は、本件事件の原因解明と適正な再発防止策の検討のため内部に調査委員会を設置し、同年5月9日付けで「尾道市立高須小学校問題の調査結果について」と題する報告書（以下「県報告書」という。）を作成し

た。市教委も、本件事件の原因究明のため内部に調査委員会を設置し、同日付けで「尾道市立高須小学校問題調査結果について」と題する報告書(以下「市報告書」といい、県報告書と併せて「両報告書」と総称する。)を作成した。両報告書は、同日、公表された。

両報告書は、いずれも P 校長が教職員や PTA への対応に苦慮していたこと、教頭が相次いで休職したこと、うつ病を悪化させたこと等の本件事件に至る経緯を記述した後(以下、この記述部分を「経過記述部分」という。)、本件事件の原因を断定することは困難であるとしつつ、その背景と要因についての作成者の見解を記述するものである(以下、この記述部分を「背景要因記述部分」という。)

第一審は、両報告書の公表行為については、その公表方法(両報告書作成のための調査過程)において、調査に第三者を介在させず、また高須小の教職員らからの聞き取り調査の際の録音を消去した等の不適切な点はあるが、その両報告書の内容は重要な部分において真実性を有していて、記載の体裁に不適切な点又はバランスを著しく欠いた点はなく、その目的は高い公益性を有し、公表により得られる利益は生じる不利益をはるかに優越していて公表の必要性は高かったと認めることができるのであるから、正当な目的のための相当な手段(方法及び態様)が採られたものといえることができる。したがって、公表行為をもって、国賠法上違法であると評価することはできないとした。

原審は、両報告書とも、P 校長と教職員らとの対立に関する場면을臨場感を持って描写しているが、教職員らは基本的には P 校長の提案に協力していたのであるから、その経過の一場面をとらえて自己の立場から特定の評価を下した書き方をするのは、公正かつ客観的であるべき両報告書の性質に照らして相当ではない。そして、両報告書の経過記述部分及び背景要因記述部分からは、本件事件の主要な要因は、高須小の教職員が終始 P 校長に非協力的で反抗的な言動を繰り返して円滑な学校運営を阻害し、P 校長を困惑させて精神的に疲弊させたことにあるとの趣旨を読み取ることができ、これらの記述部分は、Y らの名誉を毀損するものというべきであ

るが、両報告書はその重要な部分において真実とは認められないとして、両報告書の公表行為がYらに対する違法行為を構成するとして、YらのXらに対する損害賠償請求のうち、名誉毀損を理由とする請求に関する部分をいずれも一部認容すべきものとした。

### 【判旨】 原判決変更，自判，棄却

「両報告書は、尾道市初の民間人校長の1人が在任1年足らずで自死するに至ったという、県民及び市民の関心の高い本件事件に関するものであり、その原因を究明して再発防止を図り、その上で責任の所在を可能な限り明確にするために作成されたものというべきである。」

「両報告書の経過記述部分は、P校長が、高須小の校長に採用されてから本件事件に至るまでの間、専門用語や職場の雰囲気になれない中で市教委等から来る指示を教職員に説明し、時に思わぬ反対を受けて困惑させられたほか、相当程度の超過勤務に加えて赴任当初は長時間通勤を強いられ、PTAとの関係やうさぎの殺害事件に関するマスコミ対応等にも苦悩する中でうつ病を増悪させ、教頭が相次いで入院しながら必ずしも十分な支援が市教委等から得られず、そこにTTをめぐる問題等の処理が重なったとするものである。これらの事実を、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、その摘示をもって被上告人らの社会的評価を低下させると解することが困難であるものが大半であると認められる上、いずれもそれ自体は真実である。また、経過記述部分には、県教委及び市教委が相対的に自らの責任を軽く、教職員らの責任を重く見せようとするかのような部分が一部に認められないわけではないものの、これに接した一般の読者は、本件事件の要因が複雑かつ多岐にわたり、その主な責任を直ちに特定の者又は団体に帰することはできないとみるのが通常であると考えられ、その主要な要因が高須小の教職員の非協力的な言動にあるという趣旨を読み取るとは認め難い。」

「両報告書の背景要因記述部分は、上記のような経過記述部分を前提に、

調査の結果として、本件事件の原因を断定することは困難であるとの留保を付しつつ、その要因は県教委及び市教委の支援不足、PTAとの関係等のほか、教職員らの対応にもあったとするものであり、殊更に本件事件が主として被上告人らの言動に帰されることを示す趣旨のものとはいえず(現に、県教委及び市教委は、両報告書の報告内容に基づき、P校長に対する支援が不十分であったことを理由に幹部職員等に対する懲戒処分等を行っているというのである。)、経過記述部分にみられる事実の評価として相当性を欠くものということとはできない。]

「そして、県教委及び市教委が両報告書を公表したのは、本件事件の原因等に関する調査結果を広く県民及び市民に伝達し、教育行政の問題点や実情に関する説明をするとともに、その内容についての批判や検証を県民及び市民にゆだねるためであったということができ、現に、被上告人広島県教職員組合は、両報告書の公表後に、その内容を批判的に検証する冊子を発行しているところである。」

「以上によれば、両報告書の記載中において、本件事件の原因の一つに教職員ら、ひいては被上告人らの言動があることがやや強調され過ぎている部分があることを考慮しても、県教委及び市教委によるその公表行為に国家賠償法1条1項にいう違法があったということとはできない。」

## 【評釈】 結論賛成

### 1. はじめに

本件は、広島県内の公立小中学校の教職員により結成されている職員団体及びその構成員であるYらが、尾道市立小学校に民間から赴任した校長が在任1年足らずで自死した事件に関し、県教委及び市教委がそれぞれ作成した調査報告書の公表によって名誉を毀損されたなどとして、広島県及び尾道市のXらに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

これまで下級審の裁判例にて示された国賠法1条1項上の行政による公

表の違法性の判断基準は、後述するように公表内容の真实性を主要な争点とする「真实性・相当性の法理」と公表することによる利益と公表することによる不利益の比較衡量をも含む「比較衡量の法理」によるものに大別できるところ、第一審は「比較衡量の法理」を用いたものであるが、一方で原審及び本判決は「真实性・相当性の法理」を用いたものである。

このように、本件一連の判決は、行政による公表の国賠法1条1項上の違法性の判断基準の混迷を象徴するものであるだけでなく、管見によるところ、本判決は、行政による公表につき最高裁において国賠法1条1項上の違法性が判示された初のものであり、行政による公表に対する法的考察をする上で有益な事案である。

## 2. 行政による公表の国賠法1条1項上の違法性の判断基準

国賠法1条1項の違法性について、最高裁判例によると「国家賠償法一条一項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである」とされ<sup>(1)</sup>、当該公務員の行為が職務上の法的義務違反があったというのは、当該公務員が「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と」当該行為を行ったような場合であるとされる。このように、公務員の行為に関する国賠法1条1項の違法性を抗告訴訟上等の客観的法規違反と異なる注意義務違反と二元的に観念する、いわゆる「職務行為基準説」に立って判断される場合がある<sup>(3)</sup>。これは、公務員の行為が結果として客観的法規範に反するとしても、行為当時の状況を基準として当該公務員が為すべきことをしたか否かの観点から違法性を判断するというものである。そして、この場合においては、違法性と過失が一元的に判断されることがある<sup>(4)</sup>。非権力的事実行為の場合には、特に行政処分におけるような拠るべき明確な客観的法規範が存在しない場合が多く、それ故に国賠法1条1項の違法性を職務行為基準説に立って判断することに馴染みやすいものと思われる。これを前提にして、行政による公表という行政手法について見れば、

公表される者に対する名誉侵害の予見可能性が在り、これに対して可能な限り損害を回避すべきと解されることから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公表し、他人の名誉を不当に侵害したかどうかによって当該行為の国賠法1条1項上の違法性が判断されるものと解される。

そこで、如何なる場合に、行政による公表が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく他人の名誉を不当に侵害したと判断されるのかを検討する。その具体的基準として、過去の行政による公表の違法性が問題とされた裁判例においては、私人の公表行為による名誉毀損が問題となった民事上の不法行為の判例で示された、「民事上の不法行為たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である…」という、いわゆる「真実性・相当性の法理」と称される免責事由の有無による判断基準が、用いられる傾向にあった。<sup>(5)</sup>そして、当該基準によれば、行政による公表が、公共の利害に関し、公益目的で行なわれ、かつ、公表内容に真実でないし真実と信ずるについての相当性がある場合には違法性が無いとされることになる。但し、民事上の「真実性・相当性の法理」は、そもそも名誉毀損罪の特例を定める刑法230の2の規定が「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法二一条による正当な言論の保障との調和をはかつたもの」ということ<sup>(6)</sup>に由来しており、公表主体が行政主体であるにも関わらず、名誉権と表現・報道の自由の衝突を調整する「真実性・相当性の法理」を用いて行政による公表の違法性を判断することについては、多くの批判的見解が存在する。<sup>(7)</sup><sup>(8)</sup>

そこで、行政による公表について、近年においては、情報提供を目的とした公表による名誉毀損の国賠法1条1項上の違法性が問題となった、

「O-157集団食中毒公表事件」に関わる判示の中で、公務員がその職務に関する事項について表現の自由を認めることはできないことや、それが及ぼす影響の重大性から、表現内容に十分に配慮する必要があるのはもちろん、公表の時期・場所・方法といった事柄についても注意を払う義務があることから、「私人による表現行為と公務員による表現行為を同一の基準で判断することは必ずしも相当とは認められない」とした上で、行政による公表であるから公表の目的及び職務との関連性が重要であることと、国民の知る権利から行政機関の保有する情報の公開に関する法律を参考にすることによって、「公表が…名誉・信用を毀損する違法なものかどうかを判断するに当たっては、公表の目的の正当性をまず吟味すべきであるし、次に、公表内容の特質、その真実性、公表方法・態様、公表の必要性と緊急性等を踏まえて、…公表することが真に必要であったかを検討しなければならない。その際、公表することによる利益と公表することによる不利益を比較衡量し、その公表が正当な目的のための相当な手段といえるかを判断すべき」であり、「方法・態様の相当性を検討する際には、<sup>(9)</sup> 手続保障の精神も尊重されなければならない」として、違法性の判断基準としての「真実性・相当性の法理」を明確に排除したものが現れた。そして、当該基準は「比較衡量の法理」と呼ばれ、<sup>(10)</sup> 「O-157集団食中毒公表事件」以降には、このように行政による公表の違法性を考慮事項の総合的判断によってするという立場がある程度固まりつつあると指摘されている。<sup>(11)</sup> 当該基準によれば、行政による公表が、公共の利害に関し、公益目的で行なわれ、かつ、公表内容に真実性・相当性が存在する場合であっても、公表が不必要ないし不相当である場合には、違法性が肯定されることになる。そして、これまでの「真実性・相当性の法理」による、公表内容の真実性・相当性を主たる争点にした判断基準と異なり、加害活動と被侵害法益との価値の比較、代替手段との比較、手続保障を考慮要素として総合的に判断するものと解され、<sup>(12)</sup> その他一般の行政活動に対する国賠法1条1項上の違法性判断の議論に近しいものとなっていた。<sup>(13)</sup>

### 3. 本判決の検討

原審は、「本件における…『重要な部分』とは、校長が学校運営に悩みを抱くに至った主要な要因は教職員との対立にあり、それが自死に相当の影響を及ぼしたことにある」とした上で、<sup>(14)</sup>教職員らとの対立は自死の要因として「遙かに負荷の度合いが低いというべきであるから、両報告書の摘示事実は、自死の主要な要因が控訴人らとの対立にあるという、その重要な部分において真実とは認められない」とし、<sup>(15)</sup>真実性の証明が為されないとして、本件公表の違法性を認めた。一方、本判決は、経過記述部分につき、摘示された「事実は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、その摘示をもって被上告人らの社会的評価を低下させると解することが困難であるものが大半であると認められる上、いずれもそれ自体は真実である」として、<sup>(16)</sup>本件公表の摘示をもって社会的評価を低下させると解することが困難であるものが大半であると認められるとし、且つ、それらの摘示事実に真実性の証明があったとした。さらに加えて、背景記述部分につき「殊更に本件事件が主として被上告人らの言動に帰されることを示す趣旨のものとはいえず…。経過記述部分にみられる事実の評価として相当性を欠くものということとはできない」として、<sup>(17)</sup>経過記述部分における表現の相当性も肯定した。<sup>(18)</sup>このようにして、本判決は、本件公表の違法性を認めなかった。

ところで、第一審は「当該公表行為が国家賠償法上違法となるか否かを検討するに当たっては、公表内容の真実性、正当な目的のための相当な手段（方法及び態様）といえるか否かなどの点を総合的に検討して、社会通念上許容しうるか否かを判断すべきである。」として違法性判断に「比較衡量の法理」を用いるとしつつ、「本件公表行為については、その公表方法（両報告書作成のための調査過程）において、調査に第三者を介在させず、また高須小の教職員らからの聞き取り調査の際の録音を消去した等の不適切な点はあるが、その両報告書の内容は重要な部分において真実性を有していて、記載の体裁に不適切な点又はバランスを著しく欠いた点はなく、その目的は高い公益性を有し、公表により得られる利益は生じる不利

益をはるかに優越していて公表の必要性は高かったと認めることができるのであるから、正当な目的のための相当な手段（方法及び態様）が採られたものということができる<sup>(19)</sup>」として、手続保障の観点から疑問を呈しつつも、本件公表の違法性を認めなかった。一方で、本判決は、公表により得られる利益と生じる不利益を比較衡量することや手続保障を検討することはされなかったことから、本判決が「比較衡量の法理」に基づかないことを表していると言い得るように思われる。

以上のように、本判決は、如何なる違法性の判断基準を用いるかを明言していないが、原審と同様に「真实性・相当性の法理」を用いて判断しており、真实性の証明を主たる争点として原審との判断に差が生じた。また、第一審は、違法性の判断基準として「比較衡量の法理」を用いているからして、その点が異なるものの、判断は結局のところ同じように本件公表に違法性を認めなかった。

#### 4. 本判決の位置付け

管見によれば、本判決以前、過去、公務員の職務上の行為によって名誉毀損が生じたとした事案において、最高裁が国賠法1条1項上の違法性の判断基準を明確に示したものはほとんどなく、例えば、検察官による論告求刑における言辞による名誉毀損が問題となった事案において、「論告において第三者の名誉又は信用を害するような陳述に及ぶことがあつたとしても、その陳述が、もつぱら誹謗を目的としたり、事件と全く関係がなかつたり、あるいは明らかに自己の主観や単なる見込みに基づくものにすぎないなど論告の目的、範囲を著しく逸脱するとき、又は陳述の方法が甚しく不当であるときなど、当該陳述が訴訟上の権利の濫用にあたる特段の事情のない限り、右陳述は、正当な職務行為として違法性を阻却され、公権力の違法な行使ということとはできないものと解するのが相当である。」としたものがあるが<sup>(20)</sup>、これは、検察官の訴訟行為たる論告という特殊な名誉毀損の事例につき判断基準を示したものであり、行政による公表の前例にはなり得ない。よって、本判決は行政による公表の事案において最高裁が

「真实性・相当性の法理」を用いるとしたもので、その意味で本判決には意味があるように思われる。

私見として、本判決は、行政による公表の名誉毀損の国賠法1条1項上の違法性について、如何なる違法性の判断基準を用いるかを明言することはなかったが、最高裁が行政による公表の違法性を「真实性・相当性の法理」を用いて判断した初のものであると位置付けることができる。しかしながら、本判決は如何なる違法性の判断基準を用いるかを明言していないことから未来に課題を残すことになり、本判決後に「真实性・相当性の法理」あるいは「比較衡量の法理」のそれぞれを用いる判決が出される結果になっている。<sup>(21)</sup>

したがって、本判決が如何なる先例となるものとして捉まえることができるのかについては、今後とも判例の動向を注視しながら、検討される必要があるように思われる。<sup>(22)</sup>

本研究は、関西行政法研究会11月例会（於：大阪学院大学）2016年11月20日において、報告をしたものをもとに作成したものである。この場を借りて、報告の機会をいただいたことに感謝を申し上げたい。

- (1) 「在宅投票制度廃止事件」最一判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁〔1515頁〕。
- (2) 「非嫡出子住民票続柄記載事件」最一判平成11年1月21日判時1675号48頁〔50頁〕。
- (3) 「奈良民商事件」最一判平成5年3月11日民集47巻4号2863頁、「非嫡出子住民票続柄記載事件」最一判平成11年1月21日・前掲注(2)、最一判平成18年4月20日D1-Law(28110992)のそれぞれを参照のこと。
- (4) 最二判昭和58年2月18日民集37巻1号101頁参照。
- (5) 「署名狂やら殺人前科事件」最一判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁〔1119頁〕。なお、五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003）48頁は、当該判例を「不動の判例」と評している。
- (6) 行政による公表の違法性判断につき、「真实性・相当性の法理」を用いた裁判例として、例えば、東京地判昭和54年3月12日判時919号23頁は、洗剤不足を契機に発生した、いわゆる洗剤パニックの原因が業界の

生産制限、出荷操作にあると指摘した東京都の調査報告書の公表の事案につき、「真实性・相当性の法理」によって、東京都による名誉毀損について判断した。東京高判昭和59年6月28日判時1121号26頁〔32頁〕は、税務職員が租税犯罪の一般予防などの目的のために脱税の事実を新聞記者に公表したことによる名誉毀損が争われた事案につき、「名誉毀損についての違法性阻却の法理は、私人の行為による名誉、信用の毀損の言動の場合のみならず、…行政上の職務執行に際しての言動についても妥当するもの」とした。東京地判平成5年7月13日判タ835号184頁〔187頁〕は、警察白書に、北朝鮮工作員の指示を受けてヨーロッパ等で調査活動に従事した旨を書かれた女性が、名誉毀損として国を訴えた事案につき、「国民の知る権利（別の言い方をすれば、国家機関の広報活動）と他の法益との調整原理として、いわゆる真实性、相当性の理論が適用されると解すべきである。」とした。その他、東京地判昭和56年11月2日訟月28巻1号97頁、京都地判平成15年8月22日D1-Law(28082620)、岡山地判平成25年12月20日D1-Law(28221113)、東京地判平成27年3月10日LEX/DB(文献番号25525060)、東京高判平成27年11月18日LEX/DB(文献番号25541835)のそれぞれを参照のこと。

- (7) 最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁〔977頁〕。なお、「署名狂やら殺人前科事件」最一判昭和41年6月23日・前掲注(5)〔1119頁〕は、民事裁判において「真实性・相当性の法理」を用いて免責することについては「このことは刑法230条の2の規定の趣旨からも十分窺うことができる。」とする。
- (8) 行政による公表の違法性判断について「真实性・相当性の法理」を用いることに批判的ないし疑問を呈する旨の見解としては、阿部泰隆「判批」判自236号(2002)117頁、久保茂樹「判批」自研79巻1号(2003)129頁、鈴木秀美「判批」法時75巻12号(2003)120頁、瀬川信久「判批」判タ1107号(2003)72頁、松井茂紀「名誉毀損判決の動向」判タ598号(1986)125頁のそれぞれを参照。
- (9) 大阪地判平成14年3月15日判タ1104号86頁〔114・116頁〕。
- (10) 瀬川・前掲注(8)72頁は、当該違法性の判断枠組みを「比較衡量の法理」と呼称する。これまで、行政による公表の事案につき「比較衡量の法理」を用いた裁判例として、東京地判平成13年11月22日訟月50巻6号1699頁(控訴審の東京高判平成14年5月22日訟月50巻6号1683頁)、東京地判平成13年5月30日判時1762号6頁(控訴審の東京高判平成15年5月21日判時1835号77頁)、大阪地判平成14年3月15日・前掲注(10)、(控

訴審の大阪高判平成16年2月19日訟月53巻2号541頁), 東京地判平成18年6月6日判時1948号100頁(控訴審の東京高判平成18年11月30日 税資256号順号10589), 那覇地判平成20年9月9日 LEX/DB(文献番号28142122), 東京高判平成25年11月27日判時2219号46頁のそれぞれを参照。

- (11) 佃克彦『名誉毀損の法律実務』(弘文堂, 第2版, 2008) 326頁, 吉田和夫「判批」判時1968号(2007) 206頁のそれぞれを参照のこと。
- (12) 瀬川・前掲注(8)72頁は, 「比較衡量の法理」の内容としては, 加害活動と被侵害法益との価値の比較, 代替手段との比較, 手続保障, を挙げた上で, 同73頁は, 「比較衡量の法理」によるときは, 当該公表の目的・必要性を広く, 公表による不利益を小さく, 公表に代わる行政措置との比較を緩く考えれば, 違法性を否定し, それぞれの点で逆に考えれば違法性を肯定することになる」と評する。
- (13) 阿部・前掲注(8)「判批」117頁は, 行政による公表は, 「行政処分の場合と同様に, その目的, 時期, 方法, 被害者と加害者の利害調整などの論点を合理的に処理したかどうか基準となるべきものである。」とする。
- (14) 広島高判平成20年10月16日判自333号29頁〔35頁〕。
- (15) 広島高判平成20年10月16日・前掲注(14)〔40頁〕。
- (16) 最三小判平成22年4月27日判自333号22頁〔28頁〕。
- (17) 最三小判平成22年4月27日・前掲注(16)〔28頁〕。
- (18) 「脱ゴーマニズム宣言事件」最一判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁〔1622頁〕は, 事実を基礎とする意見ないし論評については, その事実に関し「真实性・相当性の法理」の要件をすべてクリアすることを前提に。その表現について「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したのでない限り」という要件を付加した上で判断している。
- (19) 広島地判平成19年4月27日判自333号42頁〔64頁〕。
- (20) 「日石郵便局爆破事件」最二判昭和60年5月17日民集39巻4号919頁〔920~921頁〕。
- (21) 前掲注(6), 前掲注(10)のそれぞれを参照のこと。
- (22) 本判決の判例評釈である, 関述之「判批」行政判例研究会編『平成22年行政関係判例解説』(ぎょうせい, 2012) 201~201頁は, 本判決が, 違法性判断基準につき「真实性・相当性の法理」と「比較衡量の法理」の双方に親和的な判決であると評する。